

## 第9章 準備書についての意見と事業者の見解

### 9-1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という）を作成した旨及びその他の事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### 9-1-1 準備書の公告及び縦覧等

##### (1) 準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

##### ① 公告の日

平成29年2月15日（水）

##### ② 公告の方法

平成29年2月15日（水）付けで、以下の日刊新聞に「公告」を掲載した。

- ・朝日新聞（朝刊29面、新潟県版、長野県版）
- ・読売新聞（朝刊35面、新潟県版、長野県版、中南信版）
- ・毎日新聞（朝刊27面、新潟県版、長野県版）
- ・新潟日報（朝刊29面）
- ・信濃毎日新聞（朝刊31面）

日刊新聞の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・次の自治体広報誌へ掲載した。

糸魚川市広報「広報いといがわ おしらせばん（2017.2.10 No.286）」

小谷村広報「広報おたり（2017.2.5 No.486）」

- ・当社ホームページ（<http://www.kurobegawa-denryoku.com/>）に平成29年2月15日（水）より掲載した。

##### ③ 縦覧場所

自治体庁舎等5箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。縦覧場所、縦覧期間期間及び縦覧時間は、第9-1-1表のとおりである。

第 9-1-1 表 準備書の縦覧場所、縦覧期間、縦覧時間等

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
新潟県 糸魚川地域振興局地域整備部庶務課内 (新潟県糸魚川市南押上 1-15-1)	平成 29 年 2 月 15 日 (水) ～ 平成 29 年 3 月 17 日 (金) まで	午前 9 時 00 分～ 午後 5 時 00 分	土曜日、日曜日、 祝日は除く
糸魚川市役所 総務部企画財政課内 (新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5)			
小滝地区公民館 (新潟県糸魚川市大字小滝 5230)			
長野県 北安曇地方事務所 <sup>※1</sup> 環境課内 (長野県大町市大町 1058-2)			
小谷村役場 建設水道課内 (長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131)			
インターネットの利用による公表 <sup>※2</sup> 当社ホームページ <a href="http://kurobegawa-denryoku.com/">http://kurobegawa-denryoku.com/</a>		縦覧期間中常時	—

※1 現在の北アルプス地域振興局

※2 新潟県、長野県、小谷村のホームページより当社ホームページにリンクすることにより、自治体ホームページから準備書及び要約書が参照可能とされた。なお、縦覧期間終了後も縦覧可能とした。

④ 縦覧者数

①縦覧者記録記載者数	25 名
(内 訳) 新潟県糸魚川地域振興局	0 名
糸魚川市役所	0 名
小滝地区公民館	24 名
長野県北安曇地方事務所	1 名
小谷村役場	0 名

②当社ホームページへのアクセス数

- ・縦覧期間中における当社ホームページへのアクセス数は、4,980 回であった。  
(自治体ホームページを介したアクセスを含む)

(2) 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。開催日時、開催場所、来場者数は第 9-1-2 表のとおりである。

説明会開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時にを行った。

第 9-1-2 表 準備書の開催日時、開催場所、来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
平成 29 年 3 月 1 日 (水) 19 時 00 分～20 時 30 分	小滝地区公民館 (新潟県糸魚川市大字小滝 5230)	12 名
平成 29 年 3 月 2 日 (木) 19 時 00 分～20 時 30 分	姫川温泉「ホテル白馬荘」 (長野県北安曇郡小谷村大字北小谷 9922-5)	10 名

(3) 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

① 意見書の提出期間

平成 29 年 2 月 15 日 (水) から平成 29 年 3 月 31 日 (金)

(縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。)

② 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵便による書面の提出

③ 意見書の提出状況

意見書の提出はなかった。

#### 9-1-2 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づく、準備書について環境の保全の見地からの意見が述べられた書面の提出はなかった。

したがって、「環境影響評価法」第 19 条及び「電気事業法」第 46 条の 12 の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解はない。

## 9-2 準備書についての都道府県知事の意見及び事業者の見解

### 9-2-1 準備書について述べられた新潟県知事の意見

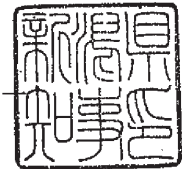
「環境影響評価法」第20条第1項及び「電気事業法」第46条の13の規定に基づく、準備書についての新潟県知事の意見（平成29年7月27日 環企第641号）は、次のとおりである。

環 企 第 6 4 1 号

平成29年7月27日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

新潟県知事 米山 隆



#### 環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

平成29年2月15日付けで黒部川電力株式会社から送付のあった「新姫川第六発電所建設計画環境影響評価準備書」について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13第1項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

新姫川第六発電所建設計画環境影響評価準備書に関する意見書

1 総括的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (2) 評価書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。
- (3) 第二土捨場の追加に伴う動植物等の調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- (4) 導水路工事等における発破工事の実施に当たっては、騒音等を考慮した適切な工事計画を策定し、地域住民及び猛禽類への騒音等の影響を回避又は低減すること。
- (5) 第二土捨場の盛土の安定解析を適切に実施し、安全性を確認したうえで事業を実施すること。安全性が確認できない場合は、事業計画の見直しも含めて検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動について

- ア 準備書に記載される騒音等の予測手法が一般的な記述にとどまっているため、より具体的な手法を評価書に記載すること。
- イ 工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音及び建設機械の稼働に伴う騒音について、準備書に記載する環境保全措置を確実に実施することにより、事業による影響を最小限にとどめること。

(2) 水質について

降雨時における周辺河川への濁りの影響を低減するため、土捨場の仮設沈砂池を適切に設置・管理するなど、環境保全措置を確実に実施すること。

(3) 動植物について

ア 河水の取水に伴う影響を回避又は低減するための環境保全措置として「適正な河川維持流量を放流し、水生動物の保全に努める」とあるが、評価書においては、水深などを含めより具体的に記載すること。

イ 事業実施区域付近において、この地域に生息が確認されていない昆虫のカヤキリが現地調査で確認されており、事業の実施に当たってはカヤキリの生息環境への影響に留意すること。

ウ ヒメギフチョウが食草とするウスバサイシンが第二土捨場盛土範囲内に確認されており、盛土によるウスバサイシンへの影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を検討するとともに保全措置の内容を評価書に記載すること。

エ 植物の事後調査計画を評価書に記載すること。

9-2-2 準備書について述べられた長野県知事の意見

「環境影響評価法」第20条第1項及び「電気事業法」第46条の13の規定に基づく、準備書についての長野県知事の意見（平成29年7月11日29環政第89号）は、次のとおりである。

29環政第89号

平成29年(2017年)7月11日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

長野県知事 阿部 守



新姫川第六発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する  
長野県知事の意見について（通知）

平成29年2月14日付けで黒部川電力株式会社から送付のあった標記図書について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の13の規定による環境保全の見地からの意見は別紙のとおりです。



## 長野県知事の意見

(新姫川第六発電所建設計画 環境影響評価準備書)

### [全般]

- 1 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の趣旨を踏まえ、住民に対してよりわかりやすい図書となるよう、丁寧かつ適切な記載を行うこと。
- 2 事業による環境への影響の程度について、影響が小さいとする根拠を環境影響評価書（以下「評価書」という。）で明らかにすること。また、事業実施区域が清浄・静穏な環境であることを踏まえ、現況を大きく悪化させないという観点から、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施することにより低減に努めるという姿勢を示し、住民の安心に努めること。
- 3 評価書において、調査、予測及び評価の手法に係る地点等の選定の検討経緯を、図等を用いてわかりやすく説明すること。

### [事業計画]

- 4 評価書において、土捨場の工事中における降雨時の土砂流出防止対策及び排水対策を明らかにするとともに、沈砂池への流入経路及び沈砂池の設置場所を同一図面に示すこと。
- 5 土捨場の断面図について、河川との位置関係及び土地の安定性の評価の観点から、より広い範囲の断面図を評価書において示すこと。
- 6 土捨場の法面の浸食対策、安定解析及び安定対策について、具体的に記載すること。

### [騒音、振動]

- 7 予測式を適切に記載するとともに、予測評価の妥当性を判断するために、予測計算で利用した条件を評価書で明らかにすること。また、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。
- 8 事業実施区域周辺には民家が存在しており、木造住宅であれば共振増幅の可能性があることから、振動発生源の考え方、計算過程及び予測方法を評価書において明らかにすること。

### [地形・地質]

- 9 事業と地形・地質の関係について、重要な地形・地質との位置関係だけではなく、土地の安定性の評価を行い、選択した環境保全措置について、評価書にわかりやすく記載すること。また、事業実施区域周辺は豪雪地帯であり、沢を埋め立てて盛土を行うことから、融雪時における排水対策についても明らかにすること。

**[動物、植物]**

- 10 第二土捨場の動植物に係る調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、第三土捨場の事業実施区域における動植物の調査についても、その検討経緯を明らかにすること。
- 11 ギフチョウ及びヒメギフチョウの食草であるカンアオイ及びウスバサイシンについて、食草と事業実施区域との位置関係を明らかにした上で、事業により失われる食草と周辺地域に生育している食草の定量的な比較による評価を行うこと。また、カンアオイ及びウスバサイシンが食草となるのに長い年月を要することから、ギフチョウ及びヒメギフチョウに影響があると想定される場合は、移植を検討すること。
- 12 事業計画地の一部はギフチョウの生息地とヒメギフチョウの生息地の境目であるルードルフィアラインであり、カンアオイではなくウスバサイシンを食草とする希少なギフチョウが生息している。そういったことを踏まえ、食草に対しても適切な配慮を行うこと。
- 13 ヒメシジミの評価においては個体数が重要になることから、個体数に着目した定量的な予測評価を行うこと。
- 14 カワネズミは川の中で小型の動物類を捕食しており、水量の変化により川の中の生態系が変化すると影響を受けることから、河川におけるカワネズミの生息調査を追加で実施し、その結果を評価書に記載すること。
- 15 猛禽類に対する環境保全措置について、コンディショニングのフローチャートや具体的な説明を評価書の中で示すこと。
- 16 流況が変化する姫川の減水区間で行った植物調査について、調査の内容とその結果を写真等を活用して評価書に丁寧に記載すること。
- 17 評価書において、群落調査結果から確認された代表的な植生やそこから導き出される地域の特徴、群落ごとの構造を説明の上、群落としての植生の評価を明らかにすること。
- 18 事業実施区域内に生育しているウラジログサの事業による消失について、地域個体群に与える影響は少ないとする根拠を、評価書において具体的に説明すること。
- 19 計画地における岩壁には非常に珍しい植物が生育していることから、施工にあたってはできる限り影響が低減されるよう配慮すること。

**[その他]**

- 20 洪水時の濁水対策を適切に講じること。

### 9-2-3 事業者の見解

準備書についての新潟県の意見に対する事業者の見解は、第9-2-1表(1)～(3)のとおりである。

また、長野県の意見に対する事業者の見解は、第9-2-2表(1)～(4)のとおりである。

第9-2-1表(1) 準備書に対する新潟県知事意見及び事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>1 統括的事項</p> <p>(1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の対策や技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な措置を講じること。</p>	<p>環境保全に関しては実行可能な範囲で最大限の対策や技術を導入し、影響への低減に努めます。新たな事実が判明した場合などは、必要に応じて適切な措置を講ずる計画です。その内容を「第8章」に記載しました。</p>
<p>(2) 評価書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。</p>	<p>評価書作成に当たって、可能な限り専門用語等の使用を控え、閲覧者が理解しやすい記載となるよう努めました。</p>
<p>(3) 第二土捨場の追加に伴う動植物等の調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>第二土捨場の動植物に係る追加調査を実施し、調査結果、予測、評価について、これまでの調査結果と合わせ評価書に記載しました。</p>
<p>(4) 導水路工事等における発破工事の実施に当たっては、騒音等を考慮した適切な工事計画を策定し、地域住民及び猛禽類への騒音等の影響を回避又は低減すること。</p>	<p>発破工事の内容については、「第2章」に記載しました。発破工事の実施に当たっては、工事計画を適切に策定し、騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>抗口と民家は直線距離で500m以上離れており、騒音・振動を考慮した施工を行うため影響は軽微であると考えます。また、地域住民の皆様とは、工事説明会等の場を通じて施工内容に関する協議を行い、理解を得ながら進めていく考えです。</p> <p>猛禽類(クマタカ)に対しては現段階で巣と工事区域が約1,300m離れており、サシバについては工事予定時期が渡り前から渡来初期に当たるため、影響は軽微であると考えます。</p>
<p>(5) 第二土捨場の盛土の安定解析を適切に実施し、安全性を確認したうえで事業を実施すること。安全性が確認できない場合は、事業計画の見直しも含めて検討すること。</p>	<p>第二土捨場の盛土の施工計画策定に当たっては、地質調査および安定解析を実施し、安全性を確認しています。</p>

第 9-2-1 表 (2) 準備書に対する新潟県知事意見及び事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 騒音・振動について</p> <p>ア 準備書に記載される騒音等の予測手法が一般的な記述にとどまっているため、より具体的な手法を評価書に記載すること。</p> <p>イ 工事用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音及び建設機械の稼働に伴う騒音について、準備書に記載する環境保全措置を確実に実施することにより、事業による影響を最小限にとどめること。</p>	<p>ア 「第 6 章」における予測手法の記述が一般的な記述となっていたため、「第 8 章」に基づいて具体的に記載しました。</p> <p>イ 評価書に記載した環境保全措置を確実に実施し、影響を最小限にとどめる計画です。内容については「8-1-1 大気環境」に記載しました。</p>
<p>(2) 水質について</p> <p>降雨時における周辺河川への濁りの影響を低減するため、土捨場の仮設沈砂池を適切に設置・管理するなど、環境保全措置を確実に実施すること。</p>	<p>土捨場の仮設沈砂池は工事規模に応じた容量のものを設置し、堆砂量が多くなれば浚渫する等適切に管理します。</p>

第 9-2-1 表 (3) 準備書に対する新潟県知事意見及び事業者の見解

新潟県知事意見	事業者の見解
<p>(3) 動植物について</p> <p>ア 河水の取水に伴う影響を回避又は低減するための環境保全措置として「適正な河川維持流量を放流し、水生動物の保全に努める」とあるが、評価書においては、水深などを含めより具体的に記載すること。</p> <p>イ 事業実施区域付近において、この地域に生息が確認されていない昆虫のカヤキリが現地調査で確認されており、事業の実施に当たってはカヤキリの生息環境への影響に留意すること。</p> <p>ウ ヒメギフチョウが食草とするウスバサイシンが第二土捨場盛土範囲内に確認されており、盛土によるウスバサイシンへの影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を検討するとともに保全措置の内容を評価書に記載すること。</p> <p>エ 植物の事後調査計画を評価書に記載すること</p>	<p>ア 水深なども含めて「第 2 章」において、河川維持流量の検討内容について、具体的に記載しました。</p> <p>イ カヤキリの生息環境への影響については、「8-1-3 動物」に示しました。姫川左岸の河原では、放水路工事、放水口工事により幅 10m、長さ 100m 程度の草草が失われますが、工事区域と護岸との間に幅 10m 程度の連続した草草が残されるため影響は軽微であると考えます。工事に際しては、必要以上に草草を改変しないように留意します。</p> <p>ウ ウスバサイシンについて、工事施工前に生育範囲を確認し、可能であれば生育地を保全するよう配慮します。また、影響が大きいと判断される場合は、移植による保全対策を検討します。環境保全措置の検討結果を、「8-1-3 動物」、「8-2 環境の保全のための措置」に示しました。</p> <p>エ 環境監視計画の中で、植え戻しや移植を行った植物の仮置き中および植え戻し後、または移植後の生育状況について調査を行います。内容については、「8-2-4 環境監視」に記載しました。</p>

第 9-2-2 表 (1) 準備書に対する長野県知事意見及び事業者の見解

長野県知事意見	事業者の見解
<p>[全般]</p> <p>1 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の趣旨を踏まえ、住民に対してよりわかりやすい図書となるよう、丁寧かつ適切な記載を行うこと。</p>	<p>評価書の作成に当たって、可能な限り専門用語等の使用を控え、分かりやすく丁寧に記載するよう努めました。</p>
<p>2 事業による環境への影響の程度について、影響が小さいとする根拠を環境影響評価書（以下「評価書」という。）で明らかにすること。また、事業実施区域が清浄・静穏な環境であることを踏まえ、現況を大きく悪化させないという観点から、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施することにより低減に努めるという姿勢を示し、住民の安心に努めること。</p>	<p>評価書では影響についての根拠を明確に記載するよう努めました。</p> <p>環境保全措置の検討においては、実行可能な範囲で最大限影響の低減が図られるよう努めました。</p>
<p>3 評価書において、調査、予測及び評価の手法に係る地点等の選定の検討経緯を、図等を用いてわかりやすく説明すること。</p>	<p>調査、予測及び評価の手法に係る地点等の選定の検討経緯について、図等を用いてわかりやすく記載するよう努めました。</p>
<p>[事業計画]</p> <p>4 評価書において、土捨場の工事中における降雨時の土砂流出防止対策及び排水対策を明らかにするとともに、沈砂池への流入経路及び沈砂池の設置場所を同一図面に示すこと。</p>	<p>土捨場の工事中における降雨時の土砂流出防止対策及び排水対策、並びに沈砂池への流入経路及び沈砂池の設置場所について、評価書「第 2 章」に記載しました。</p>
<p>5 土捨場の断面図について、河川との位置関係及び土地の安定性の評価の観点から、より広い範囲の断面図を評価書において示すこと。</p>	<p>土捨場の断面図については、河川との位置関係等が分かるように、範囲を広げた断面図を「第 2 章」に示しました。</p>
<p>6 土捨場の法面の浸食対策、安定解析及び安定対策について、具体的に記載すること。</p>	<p>土捨場の法面の浸食対策、安定解析及び安定対策について、「第 2 章」で具体的に記載しました。</p>
<p>[騒音、振動]</p> <p>7 予測式を適切に記載するとともに、予測評価の妥当性を判断するために、予測計算で利用した条件を評価書で明らかにすること。また、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。</p>	<p>「8-1-1 大気環境」において、予測式を適切に記載し、予測計算で利用した条件を示しました。</p> <p>また、新たな科学的知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めました。</p>

第 9-2-2 表 (2) 準備書に対する長野県知事意見及び事業者の見解

長野県知事意見	事業者の見解
<p>8 事業実施区域周辺には民家が存在しており、木造住宅であれば共振増幅の可能性があることから、振動発生源の考え方、計算過程及び予測方法を評価書において明らかにすること。</p>	<p>振動発生源の考え方、計算過程及び予測方法について、「8-1-1 大気環境」に記載しました。</p>
<p>[地形・地質] 9 事業と地形・地質の関係について、重要な地形・地質との位置関係だけではなく、土地の安定性の評価を行い、選択した環境保全措置について、評価書にわかりやすく記載すること。また、事業実施区域周辺は豪雪地帯であり、沢を埋め立てて盛土を行うことから、融雪時における排水対策についても明らかにすること。</p>	<p>事業計画の策定においては、地質調査及び安定解析等を行い、土地の安定性を確保しております。また、第一土捨場においては暗渠排水管を敷設し、融雪水や浸透水の排水を行う計画としており、これらの内容について、「第 2 章」に記載しました。</p>
<p>[動物、植物] 10 第二土捨場の動植物に係る調査、予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。また、第三土捨場の事業実施区域における動植物の調査についても、その検討経緯を明らかにすること。</p>	<p>第二土捨場の動植物に係る追加調査を実施し、調査結果、予測、評価について、これまでの調査結果と合わせ評価書に記載しました。また、第三土捨場の動植物調査についての検討経緯を明らかにしました。</p>
<p>11 ギフチョウ及びヒメギフチョウの食草であるカンアオイ及びウスバサイシンについて、食草と事業実施区域との位置関係を明らかにした上で、事業により失われる食草と周辺地域に生育している食草の定量的な比較による評価を行うこと。また、カンアオイ及びウスバサイシンが食草となるのに長い年月を要することから、ギフチョウ及びヒメギフチョウに影響があると想定される場合は、移植を検討すること。</p>	<p>食草と事業実施区域との位置関係を明らかにし、定量的な比較を行いました。その結果を「8-1-3 動物」に示しました。</p> <p>カンアオイ及びウスバサイシンについて、工事施工前に生育範囲を確認し、可能であれば生育地を保全するよう配慮します。また、影響が大きいと判断される場合は、移植による保全対策を検討します。</p> <p>なお、当該地域に生育しているカンアオイは正式にはクロヒメカンアオイであるため、評価書では名称の記載を修正しました。</p>
<p>12 事業計画地の一部はギフチョウの生息地とヒメギフチョウの生息地の境目であるルードルフィアラインであり、カンアオイではなくウスバサイシンを食草とする希少なギフチョウが生息している。そういったことを踏まえ、食草に対しても適切な配慮を行うこと。</p>	<p>ルードルフィアラインを踏まえ、ウスバサイシンに対する事業の影響が大きいと判断される場合は移植を行うなど、食草に対しても適切な配慮を行います。</p>

第 9-2-2 表 (3) 準備書に対する長野県知事意見及び事業者の見解

長野県知事意見	事業者の見解
<p>13 ヒメシジミの評価においては個体数が重要になることから、個体数に着目した定量的な予測評価を行うこと。</p>	<p>ヒメシジミについて、個体数に着目した定量的な予測評価を行いました。その結果を「8-1-3 動物」に示しました。</p>
<p>14 カワネズミは川の中で小型の動物類を捕食しており、水量の変化により川の中の生態系が変化すると影響を受けることから、河川におけるカワネズミの生息調査を追加で実施し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>カワネズミについて、追加調査を実施しましたが、確認されませんでした。 その結果を「8-1-3 動物」に示しました。</p>
<p>15 猛禽類に対する環境保全措置について、コンディショニングのフローチャートや具体的な説明を評価書の中で示すこと。</p>	<p>猛禽類のコンディショニングについて、フローチャートや具体的な説明を「8-1-5 生態系」に示しました。</p>
<p>16 流況が変化する姫川の減水区間で行った植物調査について、調査の内容とその結果を写真等を活用して評価書に丁寧に記載すること。</p>	<p>減水区間での植物調査の内容と結果について、「8-1-4 植物」に写真等を活用して記載しました。</p>
<p>17 評価書において、群落調査結果から確認された代表的な植生やそこから導き出される地域の特徴、群落ごとの構造を説明の上、群落としての植生の評価を明らかにすること。</p>	<p>代表的な植生や地域の特徴、群落ごとの構造を説明し、評価を行いました。その結果を「8-1-4 植物」に示しました。</p>
<p>18 事業実施区域内に生育しているウラジロガシの事業による消失について、地域個体群に与える影響は少ないとする根拠を、評価書において具体的に説明すること。</p>	<p>発電所計画地周辺におけるウラジロガシの主な供給源として重要であると考えられる姫川-小滝川合流付近のウラジロガシ混生林がそのまま残るため、発電所計画地内のウラジロガシ稚樹（樹高 20cm 程度の単木 1 本）を積極的に保護する必要性は低いものと判断しました。影響は少ないとする根拠を「8-1-4 植物」に記載しました。</p>



第 9-2-2 表(4) 準備に対する長野県知事意見及び事業者の見解

長野県知事参考意見	事業者の見解
<p>19 計画地における岩壁には非常に珍しい植物が生育していることから、施工にあたってはできる限り影響が低減されるよう配慮すること。</p>	<p>施工にあたってはできる限り影響を低減するよう配慮します。</p> <p>計画地における岩壁には非常に珍しい植物が生育している可能性がある点に留意し、岩壁等に重要な植物の生育が確認され、事業による影響が大きいと判断される場合には、環境保全措置を検討します。</p>
<p>[その他]</p> <p>20 洪水時の濁水対策を適切に講じること。</p>	<p>洪水時の濁水対策については、第一土捨場については、沢筋に水が集まりやすいため、道路土工-盛土工指針（公益社団法人 日本道路協会）に基づき、沢筋に沿って暗渠排水管を設置することで、盛土を浸透する雨水や融雪水、地下水等は暗渠排水管によって下流へ排水する計画としています。</p> <p>第二土捨場は現地形の斜面に張り付ける形で盛土を行うことから、斜面を伝って流入する雨水が斜面と盛土の境界部を浸食しないように、外周側溝を設けて下流へ排水する計画としています。</p> <p>また、供用後の取水運用においては、洪水時における取水設備の運用も含め、河川管理者及び漁業協同組合を始めとする地元関係者と協議のうえ、今後も適切に運用してまいります。</p>